

## 公開見積合せ制度について（印刷物）

### 1 公開見積合せ制度について

公開見積合せとは、予定価格が一定額以下の印刷物の調達について、見積りを依頼する相手方をあらかじめ特定せず、見積案件を公開し、参加を希望する者からの見積書提出により受注者を決定する方法です。

毎週一定期間、鳥取市が購入しようとする印刷物についての情報をホームページに掲載します。

掲載している印刷物について、鳥取市競争入札参加資格登録業者（物品・役務）が投かん箱に見積書を投かんし、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提示した登録業者と契約します。

### 2 対象印刷物・営業種目

公開見積合せにより購入する印刷物は、検査契約課で購入手続を行うもののうち、予定価格が130万円未満のもので、参加資格区分の営業種目は、大分類の「印刷類」とします。

### 3 参加資格

公開見積合せは、次の条件すべてを満たす登録業者が参加できます。

- ① 令和6・7年度競争入札参加資格において、参加資格区分の営業種目（大分類の「印刷類」）に登録されていること。
- ② 鳥取市内に本社又は営業所等を有すること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所の代理人に対して鳥取市との契約締結の権限を委任する旨の委任状が提出されていること。
- ③ 鳥取市内の本社又は営業所等に印刷機を所有していること。
- ④ 鳥取市から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

### 4 参加方法

公開見積合せに参加を希望する場合は、公開した見積書提出日時に鳥取市指定の見積書を検査契約課内に設置した投かん箱に投かんしてください。

### 5 スケジュール

#### (1) ホームページへの掲載

公開見積合せを行う印刷物の見積依頼書を次の時間帯に鳥取市ホームページ（<https://www.city.tottori.lg.jp> [トップページ → 事業者向け情報 → 入札・契約]）に掲載します。

○ 案件公開日時 毎週月曜日 9時00分から（月曜日が祝日の場合は火曜日）  
木曜日 15時00分まで（祝日を挟む場合は金曜日）

#### (2) 見積書提出日時

次の時間内に見積書を投かん箱に投かんしてください。

○ 毎週木曜日の8時30分から15時00分まで

#### (3) 見積書の開札日時

次の日時に見積書を開札して契約の相手方を決定します。

○ 毎週（見積書提出期限の）木曜日 15時以降

(4) 発注依頼

発注依頼は、落札者に対して電話、ファクシミリ等により行います。

なお、発注価格が 10 万円を超える場合は請書が、30 万円を超える場合は契約書が必要となりますので、速やかに発注課に御提出ください。

(5) その他注意事項

公開見積合せのスケジュールが祝祭日、ゴールデンウィーク、盆、年末年始等に該当する場合、スケジュール調整する場合があります。前週には変更後のスケジュールを掲示します。

仕様書等に誤りがあることが掲載後判明した場合、変更通知を見積書提出期限日当日 8 時 30 分までに鳥取市ホームページに掲載します。また、公開見積合せを取り下げることもあります。ご了承ください。

**6 見本等の閲覧及び見積書の投かん場所**

見本等の閲覧及び見積書の投かん場所は、

鳥取市幸町 71 番地 鳥取市役所本庁舎 4 階 検査契約課 です。

投かん箱を用意していますので、見積書(封筒への封入は不要)を投かんしてください。

なお、見積書の外封筒は不要です。

**7 見積書の書式**

公開見積合せに使用する見積書は、本市指定の見積書になります。

**8 公開見積合せに参加するにあたっての注意事項**

投かんされた見積書が、記載不備等により無効となることがあります。以下の見積書が無効となる事項に特に注意して、見積書を投かんしてください。いったん投かんした見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

次に掲げる見積書は無効とします。

- (1) 公開見積合せに参加する資格のない者の見積書
- (2) 見積書提出期限までに見積書の投かん場所に投かんされない見積書
- (3) 同じ印刷物について同一の者により投かんされた 2 通以上の見積書
- (4) 郵送による見積書
- (5) 公開見積合せに関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)その他の法令に抵触する行為を行った者の見積書
- (6) 記載事項が不備な見積書
  - ア 見積金額を訂正した見積書
  - イ 見積金額又は内訳明細の金額が不明確な見積書
  - ウ 住所、商号又は名称、代表者氏名の記入、押印のない見積書
  - エ 品名・数量が調達する印刷物の品名・数量として示したものと異なる見積書
  - オ 内訳明細の合計金額と見積金額が異なる見積書

**9 契約の相手方の決定方法**

提出された見積書のうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提示し、かつ有効な見積りをした者を、契約の相手方として決定します。

2 者以上が同額で最低価格を提示した場合は、当日又は後日検査契約課においていただき抽選にて決定します。

## 10 発注後について

発注課と、納品スケジュール等の打ち合わせを行ってください。

その後、納期までに納品場所に納め、納品書を担当課へお渡してください。

納品検査終了後、請求書を発注課へお渡してください。後日請求書に基づいてお支払いいたします。

## 11 公開見積合せについてのお問合せ先

仕様書等の不明点や詳細については、各発注課に確認してください。

それ以外については、検査契約課に確認してください。

<検査契約課の問合せ先>

鳥取市総務部検査契約課契約業務係

Tel 0857-30-8121 Fax 0857-20-3948